

特 記 仕 様 書

工 事 名：小堤防築造工事（南さつまクリーンセンターR8-1工区）

施 設 名：南さつまクリーンセンター

工事箇所：南さつま市 金峰町花瀬 地内

第1章 総 則

第1条 （準拠図書）

本工事は、契約書、設計図書及び本特記仕様書によるほか、次の各項の定めによるものとする。

- 1 土木工事共通仕様書(南さつま市建設部・令和7年4月)
- 2 土木工事施工管理基準(鹿児島県土木部・令和7年4月)
- 3 土木請負工事必携(鹿児島県土木部・令和7年3月)
- 4 工事関係書類の様式の統一化(南さつま市通知)
- 5 その他関係要綱、指針、示方書等

なお、これらは契約日における最新版を使用するものとする。

また、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

第2条 （施工条件明示）

次の「施工条件明示（特記すべき事項）」によるものとする。

第2章 その他

第3条 （検査等に合格した場合における契約不適合責任の取扱い）

検査（中間検査、完成検査、出来形検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

第4条 （第2条に記載以外の施工条件の明示）

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、発注者・受注者協議し、契約変更の対象とする。

第5条 （工事打合簿）

協議、承諾、報告事項等は、すべて工事打合簿により行うこと。

工事打合簿については、電子メールにて提出することができる。工事打合簿の処理・回答にあたっては、事務処理が煩雑とならないよう、一つの打合せ事項について1枚の「工事打合簿」に整理するものとする。

第6条 （出来形確認）

工事完成届を提出するまでの間において、受注者の現場代理人、主任技術者等の立ち会いのもと、出来形確認を実施するものとする。

第7条 （工程管理）

1 本工事の工程を計画する際は、当該事業における関係工区の現場代理人との協議調整を密に行い、円滑な工程管理に努めるものとする。

2 受注者は毎月末日の工事出来高について、月末状況写真(全景)を添付し、毎月25日までに監督職員に報告しなければならない。

3 「土木工事施工管理基準」に従い工程管理を的確に行うとともに、主要な工程変更については、監督職員と協議を行うこと。

また、概略の週間工程表（今週の実績及び来週の予定（2週間分）、立会希望日等を明記）を作成し、毎週末、監督職員に提出すること。（電子メール可）

第8条 （再生資源利用計画）

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第28条 （情報共有システム活用試行工事）

1 本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。

2 施行にあたっては、情報共有システム活用工事施行要領（令和6年10月1日）に基づき行うものとする。

3 施行要領は、南さつま市ホームページから入手できる。